

平成25年度決算 財政健全化判断比率等を公表します。

「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（財政健全化法）」に基づき、下記のとおり公表します。市の財政におけるいずれの指標についても、平成24年度に引き続き、健全であるという結果となりました。特に、実質公債費比率および将来負担比率は、厳しい財政状況にあるため、市役所全体で経費節減に取り組んだ結果、前年度の比率を大きく下回り、健全性がより増しているといえます。

1 健全化判断比率

市の健全化判断比率は、表1のとおり、いずれも早期健全化基準^{※1}および財政再生基準^{※2}を下回りました。

2 資金不足比率

各公営企業会計の資金不足額が、事業の規模に対してどのくらいの割合になるのかを示す指標で、資金不足比率が経営健全化基準^{※3}（20.0%）を超えた場合には、企業ごとに、「経営健全化計画」の策定と外部監査の導入が義務付けられ、経営の健全化に取り組むことになります。

市では、水道事業会計、市立病院事業会計、下水道事業特別会計、農業集落排水事業特別会計、戸別合併処理浄化槽事業特別会計および公設地方卸売市場特別会計のいずれの公営企業会計も資金不足は生じませんでした。

問 財政課 ☎ 22-2203

表1 市の健全化判断比率

(単位：%)

	健全化判断比率 (秩父市の数値)	早期健全化基準 ※1	財政再生基準 ※2
実質赤字比率	—	12.61	20.00
連結実質赤字比率	—	17.61	30.00
実質公債費比率	4.9	25.0	35.00
将来負担比率	32.5	350.0	

○実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字額がないため比率がないものとされます（「—」と表示）。

表2 健全化判断比率等と秩父市の会計区分

会計区分	会計名称	健全化判断比率
一般会計等	一般会計	実質赤字比率
公営事業会計	公営企業会計 水道事業会計 市立病院事業会計 下水道事業特別会計 農業集落排水事業特別会計 戸別合併処理浄化槽事業特別会計 公設地方卸売市場特別会計	連結実質赤字比率
	国民健康保険特別会計（事業勘定） 国民健康保険特別会計（診療施設勘定） 後期高齢者医療特別会計 介護保険特別会計 駐車場事業特別会計	実質公債費比率
一部事務組合・広域連合	秩父広域市町村圏組合 埼玉県市町村総合事務組合 彩の国さいたまづくり広域連合 埼玉県後期高齢者医療広域連合	将来負担比率
第三セクター	秩父市地域振興公社 ちちぶ観光機構 龍勢の町よした 源流郷おたき 秩父地域地場産業振興センター	

用語解説

※1 早期健全化基準

地方公共団体が、財政状況が悪化した状況において、自主的かつ計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率および将来負担比率のそれぞれについて定められた数値です。

※2 財政再生基準

地方公共団体が、財政状況の著しい悪化により自主的な財政の健全化を図ることが困難な状況において、国等の関与により計画的にその財政の健全化を図るべき基準として、実質赤字比率、連結実質赤字比率および実質公債費比率のそれぞれについて、早期健全化基準を超えるものとして定められた数値です。

※3 経営健全化基準

地方公共団体が、自主的かつ計画的に公営企業の経営の健全化を図るべき基準として、資金不足比率について定められた数値です。

ねんきん定期便等専用ダイヤル
☎ 0570-10581555
※ 祝日・年末年始を除き、平成27年3月16日(月)まで日本年金機構が開設

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書を添付してください）。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

国民年金だより

「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が発行されます

国民年金保険料は、全額が所得税および住民税の社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象です。このため、平成26年1月1日から9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方については、「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が11月上旬に日本年金機構本部から送付されますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書（または領収書を添付してください）。また、10月1日から12月31日までの間に今年はじめて国民年金保険料を納付された方については、来年2月上旬に送付されます。